

個人番号（マイナンバー）確認についてのお願い

保育所・認定こども園の入所申込みに個人番号（マイナンバー）の記載と本人確認が必要となりました。

子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、支給認定申請書兼保育所等入所申請書に係る手続きにおいて、個人番号（マイナンバー）の記載が必要となりました。

申請書（入所申込書）提出の際には、正しい番号であることの確認（番号確認）と窓口に来られた方が本人であることの確認を行いますので、以下の本人確認書類もご持参ください。

◎持参いただく本人確認書類（①と②の両方）

① 番号確認書類

申請書（入所申込書）に「申請者」として記載された方の「個人番号（マイナンバー）カード」・「個人番号（マイナンバー）が記載された住民票」のいずれか

※令和2年5月25日以降、記載内容に変更がない場合に限り、「通知カード」でも可。

② 身分確認書類

申請書提出のため窓口に来られた方の官公署が発行した顔写真付きの身分証明書（運転免許証、パスポート、障害者手帳等）

※顔写真付きの身分証明書をお持ちでない方は、保険証や年金手帳など官公署が発行した書類を2つ以上お持ちください。また、①で個人番号（マイナンバー）カード（顔写真つき）を提示された方は必要ありません。

※申請書（入所申込書）に記載された「申請者」と、申請書を窓口で提出される方が異なる場合（配偶者や同一世帯の親族の場合であっても同様です）は、

- 「申請者」の上記①「番号確認書類」
- 申請書を窓口で提出される方の運転免許証等の上記②「身分確認書類」が必要となりますのでご注意ください。